

○飯塚市附属機関等の会議の傍聴に関する要綱

平成21年5月21日

飯塚市告示第136号

(趣旨)

第1条 この告示は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「附属機関等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項本文の規定により本市の執行機関に置く附属機関及びこれに類するもの(名称を問わず、市民等を構成員に含む協議会等をいい、市長の補助機関である職員その他執行機関に属する職員及びその他の行政機関等の職員から構成される会議を除く。)をいう。

(傍聴の方法等)

第3条 飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第16条第1項に規定する会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 附属機関等の庶務を行う事務局(以下「事務局」という。)は、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 傍聴席の定員は、附属機関等の委員長等(以下「委員長等」という。)が会場の収容人員等を考慮して定める。

4 事務局は、会議当日に、傍聴希望者を所定の場所及び時間に集合させるものとする。

5 傍聴希望者は、受付簿に氏名、住所等所要事項を記入し、事務局に申し込まなければならない。

6 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、超える場合は抽選等の方法により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議中は発言しないこと。また、会議における発言等に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(6) 携帯電話その他音声等を発する機器の類を持ち込まないこと。ただし、あらかじめ電源を切っている場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会場において、写真等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。

ただし、事前に委員長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第6条 委員長等は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員をして必要な指示をすることができる。

2 委員長等は、前項の指示をし、又は事務局の職員をして指示をしたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、当該傍聴人を退室させることができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の傍聴に必要な事項は、委員長等が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。